

# 合併処理浄化槽に転換する方を応援します！

生活排水による水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置費用に補助金を交付します。

令和7年度に合併処理浄化槽を設置される方で補助金を希望される場合は、延床面積が分かる書類等を添えて、生活環境課まで申請してください。申請の期限は令和7年11月28日です。

なお、期限前に予算額に達した場合、募集を締め切る場合がございます。



◎対象地域：町内全域※農業集落排水処理区域<古井、山口、宮ノ前、古屋>を除く。  
(ただし、古井、山口、宮ノ前、古屋地区でも補助対象となる場所がありますので、生活環境課で確認をしてください。)

◎対象者：印南町に住民登録し居住している方、住民登録し居住することを確約された方。  
町税、水道料金、その他使用料等に滞納がない方。

## ◎補助限度額

人槽区分	浄化槽設置に要する費用に対して	単独浄化槽又は汲み取り槽からの転換に対する補助		
		単独処理浄化槽の撤去に要する費用に対して	くみ取り槽の撤去に要する費用に対して	宅内配管工事に要する費用に対して
5人槽	332,000円	120,000円	90,000円	300,000円
6～7人槽	414,000円			
8～50人槽	548,000円			

※人槽は家族人数ではありません。住宅の延床面積等から算定します。

【例】：5人槽 ⇒ 150㎡未満、7人槽 ⇒ 150㎡以上、10人槽 ⇒ 2世帯住宅（台所・風呂が2ヶ所以上）

※対象建築物は住宅、飲食店、民宿（飲食店、民宿は転換のみ）です。別荘、トレーラーハウス、コンテナハウスは補助の対象外です。

## ◆面的整備追加補助金◆

面的整備追加補助金は、基本区域ごとに3戸以上（単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換が半数以上）が、同年度内で実施の場合を対象に追加の補助を行います。面的整備を希望される場合、区長から合併処理浄化槽面的整備の実施要望書を提出して頂く必要があります。

人槽区分	新築住宅に対する追加補助額	単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換に対する追加補助額	
		（旧槽の撤去有り）	（旧槽の撤去無し）
5人槽	100,000円	101,000円	101,000円
6～7人槽	100,000円	125,000円	125,000円
8～50人槽	100,000円	165,000円	213,000円

## 面的整備基本区域

津井	浜西	浜東	地方	宇杉	本郷	光川	滝ノ口	奈良井	柳畑	中越	白河
南畑	蕨野	明神川	立石	南谷	切山	橋ヶ谷	滝ノ岡	崎山	中央	西和	線東
名杭	楠本	高垣	西ノ地	上道	元村東	元村中	元村西	羽六	櫻川	美里	松原
丹生	崎ノ原	皆瀬川	小原	西神ノ川	田ノ垣内	上洞	川又				

# 浄化槽設置後は管理者による維持管理が重要です！

浄化槽（合併処理浄化槽、単独浄化槽とも）の機能を十分に発揮させるため、浄化槽法で定められた **保守点検・清掃・法定検査** を受ける必要があります。

## ★保守点検

浄化槽の管理者（設置者）は、浄化槽の機能が正しく働き、処理水が法律で定める基準内で流されるように、定期的に（年3回以上）保守点検を行うことが義務付けられています。

保守点検は県の登録を受けた保守点検業者に委託し行ってください。  
保守点検業者は和歌山県のHPや印南町のHPでご確認ください。



## ★清 掃

浄化槽をある期間使用していると汚泥やスカムが溜まり、浄化する機能が低下して処理水質が悪くなるため、年1回以上清掃することが必要です。

清掃は町から許可を受けた浄化槽清掃業者に委託し行ってください。  
印南町の許可を受けた清掃業者は（有）印南清掃（TEL 0738-42-0277）のみです。



## ★法定検査

浄化槽の管理者（設置者）は、浄化槽法の規定により浄化槽の法定検査を受ける義務があります。法定検査には使用開始検査（7条検査、初回のみ）と定期検査（11条検査、年1回（毎年））があります。

県知事指定の検査機関である 公益社団法人 和歌山県水質保全センターにお申し込みください。（和歌山県水質保全センター TEL 073-432-6433）



## ○合併処理浄化槽のこんなところがスゴイ！

**1** 家庭から出る水の汚れを、単独処理浄化槽の **8分の1** に減らすことができる！

**8倍のパワー**

単独処理浄化槽 vs 合併処理浄化槽

**2** 水洗トイレで快適生活！

**3** 設置スペースはマイカー1台分

**4** 強化プラスチック性で、強度・耐久性もばっちり！

強化プラスチック

**5** 取り付け工事が簡単！すぐに設置できます